

ウポポイ(民族共生象徴空間)及び国立アイヌ民族博物館ロゴマークの使用について

1. ロゴマークの管理に係る事務局は、文化庁企画調整課とする。
2. ロゴマークは、以下に掲げる者がウポポイ及び博物館の PRを目的とする自らの業務において使用することができる。

国の行政機関、地方公共団体、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第 20 条第 1 項に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)
3. 前項以外の者は、次に掲げる場合に限り、使用することができる。
 - 一. 国の行政機関等からの委託を受けて実施する事業等において製作する資料又は物品等に表示する場合
 - 二. 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - 三. ウポポイ及び博物館のPR推進に賛同し、そのための取組を実施しようとする者が、資料又は物品等を製作する場合
4. 前項第3号に掲げる者がロゴマークを使用する場合は、ロゴマーク使用届出書等の必要書類をメールにより、使用希望日の2週間前までに公益財団法人アイヌ民族文化財団へ提出すること。また、提出した届出書の内容に変更がある場合は、再度届出書を提出すること。受付アドレス:submit@ainu-upopoy.jp
5. 使用者は、別に定める「ウポポイ(民族共生象徴空間)ロゴマークマニュアル」及び「国立アイヌ民族博物館ロゴマークマニュアル」の用例に従い、ロゴマークを使用することができる。
6. 使用者は、ロゴマークを無償で使用することができる。
7. 事務局は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。
8. ロゴマークの使用にあたり、以下に掲げる事項を禁止する。
 - 一. ウポポイ及び博物館のPR以外の目的に使用すること。
 - 二. 別に定める「ウポポイ(民族共生象徴空間)ロゴマークマニュアル」及び「国立アイヌ民族博物館ロゴマークマニュアル」の用例以外の方法で使用すること。
 - 三. 法令や公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。
 - 四. 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
 - 五. 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること。
 - 六. 虚偽の届出をして使用すること。
 - 七. 前各号に掲げるもののほか、ウポポイ及び博物館のPR推進の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあるなど不適切と認められること。
9. 使用者が前項の規定に違反した場合、又は違反している疑いがある場合、事務局は、使用者に対し是正の指示を行うことができ、この求めや指示に応じない

場合は、ロゴマークの使用を認めないものとする。また、反社会的勢力であると判断したときは、一切の使用を認めないものとする。

10. ロゴマークを使用した施策、事業等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、事務局は使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。
11. ロゴマークに関する商標権(商標登録出願の番号:2018-149302、2018-149303)及び著作権(著作権にあっては、著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、文化庁が所有する。
12. 本事項に基づくロゴマークの使用は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用者が製作する資料又は物品等について、事務局が推奨を行うものではない。